

## 令和5年度における運輸安全マネジメントに関する取り組み（実績）

### 1. 目標およびその達成状況

- (1) 重大事故件数 0件（目標0件に対して）
- (2) 有責事故件数 24件（目標24件以下に対して）
- (3) 後退時の事故件数 5件（目標7件以下に対して）

### 2. 目標達成に向けた具体的な取り組み

- (1) 情報伝達およびコミュニケーションの確保
  - ・運輸安全マネジメント委員会
  - ・経営会議
  - ・管理職会議
  - ・班長会議
  - ・班会議
- (2) 事故再発防止への取り組み
  - ・事故審議会
  - ・運行統括者会議
  - ・班会議（座学・実技）
  - ・指導担当助役による事故惹起者教習
  - ・事故惹起者に対して、その事故映像（ドライブレコーダーの映像）を活用して再発防止教習を実施。（事故原因の究明と再発防止項目の確認）
- (3) 社員の教育、訓練および研修の実施
  - ・新入社員研修：5名
  - ・運転者再教習：8名
  - ・高齢者運転者教習：3名
  - ・雪道および凍結時の走行教習（チェーン装着及び避難誘導等も含む）  
ハチ神鍋方面：6名  
福井（勝山市）・岐阜（高鷲・白鳥町）方面：8名
  - ・班会議：運行管理者および運転者全員
- (4) 外部研修および訓練等

- ・初任診断：5名
  - ・適性診断：38名
  - ・適齢診断：3名
  - ・運行管理者講習の受講
- 基礎講習：0名  
一般講習：12名

#### (5) 無事故表彰

令和6年1・2月、2年以上無事故の運転者47名に対して無事故表彰を行いました。なお、令和4年1月から2年以上無事故の運転者も対象とし無事故達成への意欲向上を促しております。

#### (6) 安全に関する機器の導入等

- ・記録性能の向上したドライブレコーダーへの更新を行っています。  
(令和6年3月末、完了：72台、令和6年度に全車完了予定。)
- ・冬の雪道走行に迅速に対応できるよう、軽量タイヤチェーンの導入を全車に装備完了しました。

### 令和6年度における運輸安全マネジメントに関する取り組み(計画)

#### 1. 安全統括管理者

常務取締役（運行部長担当）西埜 康裕

#### 2. 基本方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不斷に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

### 3. 重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。
- (6) グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

### 4. 重点目標

- (1) 重大事故件数  
目標0件
- (2) 有責事故件数  
目標23件以下
- (3) 左折時の事故件数  
目標7件以下

### 5. 年間計画

- (1) 安全が最優先であることへの意識の徹底  
社内での教習や会議等で、安全が何よりも優先すること、それに関する法令を順守することを説き、お客様の命に関わる危険性を惹起してはならないという安全第一の風土づくりに努めます。

## (2) 施策の進捗状況チェック

運輸安全マネジメント運営委員会により「輸送の安全に関する重点施策」の進捗状況を定期的にチェックします。

## (3) 安全教育、安全設備の充実

ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、適性診断を活用し、運行管理面や安全に対する意識の向上を図ります。また、実技教習などの実践的な教習を行うことで、運転技術の向上に努めます。なお、令和6年4月1日からの法改正に対応して点呼時の録画録音や点呼記録の電磁的に保存を実行してまいります。デジタルタコグラフやアルコール検知器使用時の画像は以前より保存しております。

## (4) 安全管理体制の強化

社員の健康増進ならびに健康起因事故防止のため、健康診断項目の充実はもとより、脳ドック検査の実施により、乗務員が心身ともに健康な状態で乗務するための方策と体制整備を構築してまいります。なお、当社の運転者はS A Sスクリーニング検査を入社時に実施しております。また、再検査を令和5年度以降5年の間に全運転者を対象に実施します。その後も年齢に応じて再検査を定期的に行うことを予定しております。

## (5) 事故事例の研究

当社の事故事例をもとにその原因や防止策について検討し、再発防止に努めます。このため、事故、ヒヤリハット情報の効果的な分類・分析体制を整えます。

## (6) 車両の管理

定期点検整備を漏れなく実施し、安全の確保に整備部門もバックアップいたします。また、リコール対象車両が発生した場合は、遅滞なく対応します。

## (7) 管理者における安全管理知識の更なる習得

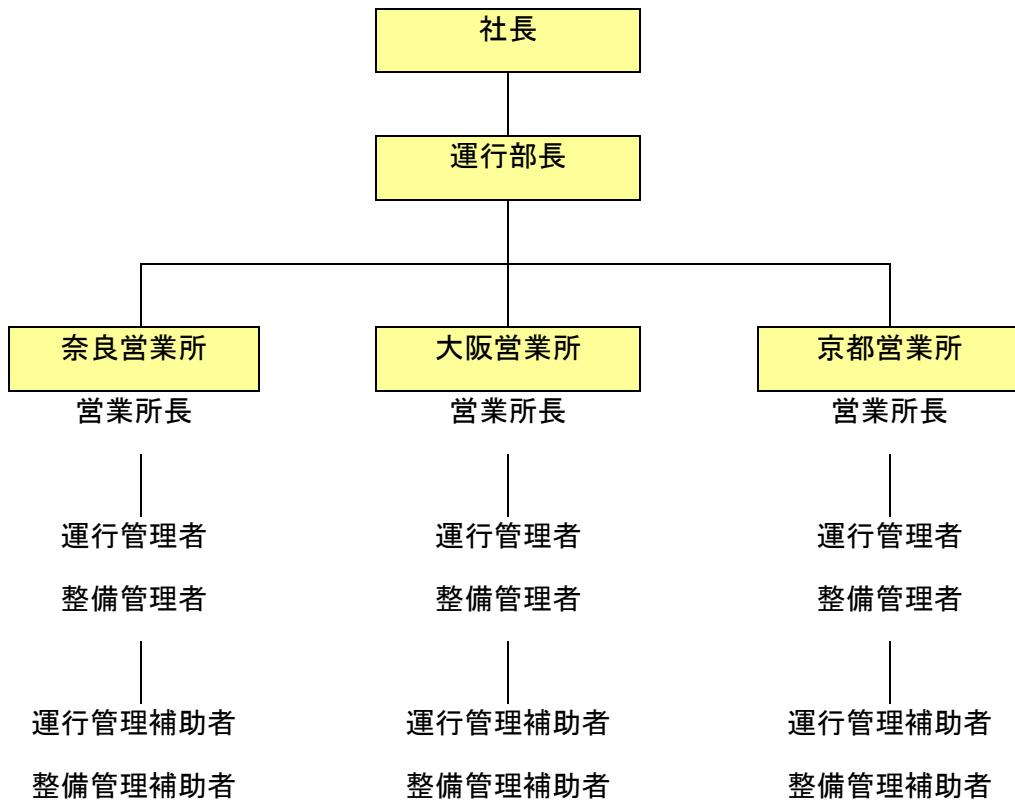
運行管理者、整備管理者に対して、定期的に外部機関での講習を受講させ、安全管理知識習得の充実と管理機能の強化を図ります。更に各管理者を定期的に集めて社内会議を開催し、管理知識と安全に関する情報の共有化を図ります。

## 6. 組織体制および指揮命令系統ならびに事故・災害等に関する報告連絡体制

### (1) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

奈良観光バス株式会社

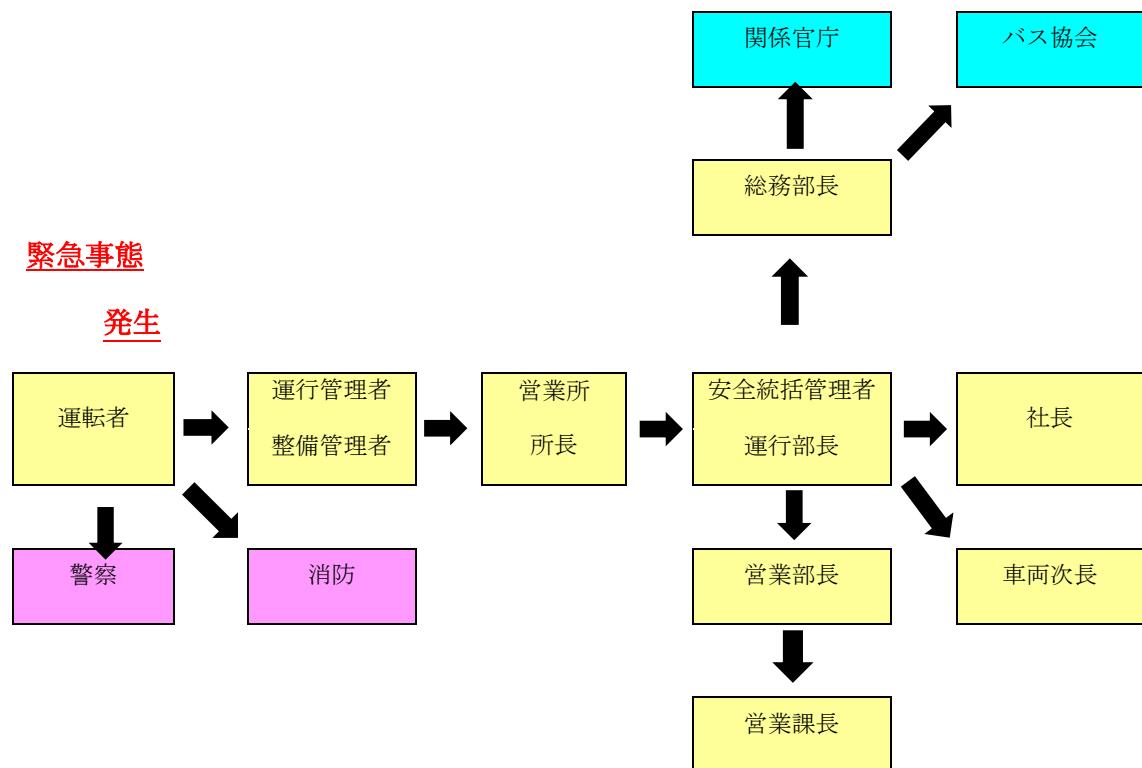
運輸の安全に関する管理指揮命令系統図



## (2) 事故、災害等に関する報告連絡体制

奈良観光バス株式会社

### 事故災害等の連絡網



## 7. 安全管理規程

別掲（最下段に添付）

# 安全マネジメントに係る内部監査の実施結果について(令和5年度)

標記の件について、下記のとおり報告いたします。

1. 実施日 令和6年3月22日（金）
2. 監査対象部門 経営トップ、安全統括管理者および運行部
3. 出席者 取締役社長 永谷麻佐雄（経営トップ）  
常務取締役 西塙 康裕（安全統括管理者、運行部長）  
運行部次長 山㟢 敬三（車両課長兼務）  
運行部次長 植嶋 久雄（総務部次長兼務）  
奈良営業所長 吉堂 憲博（京都営業所長兼務）  
大阪営業所長 坪倉 徹
4. 監査員 総務部長 柴田 剛
5. 監査方法 ヒアリングおよび記録書類の確認
6. 監査の結果

## （1）運輸安全マネジメントの取り組み状況

経営会議、管理職会議、班長会議、班会議などの会議体への出席や、あらゆる機会を捉えて現場巡視を行うことで、経営トップおよび安全統括管理者が主体的に安全の確保に取り組んでいると認められる。

さらに、三営業所が事故を含めて共通して抱える課題について情報交換・共有することと、事故等についての取組みレベルを均一にしていくこと等を目的として、月1回、運行部次長、各営業所所長・副所長をメンバーとする運行統括者会議が実施されていることを確認した。

## （2）目標達成に向けての進捗状況

「重大事故0件、有責事故件数24件以下、後退時の事故件数7件以下」について、目標を下回って推移してきたが、有責事故件数については、目標と同数となり未達成になる可能性もあった。なぜ事故が増加したかについてしっかりと分析して、次年度以降減少させる方策を打ち出すことが望まれる。

### (3) 年間計画の進捗状況

ドライブレコーダー映像について事故発生時のものだけではなく、ヒヤリハット情報についても積極的に班会議などで活用し、全運転者がそれらに基づき活発に議論を行うなど、安全教育の一層の充実に取り組んでいた。また、構内における実技訓練、雪道教習等の実技訓練も積極的に行われていることも確認した。

### (4) 事故防止の取り組み

予防整備として車検メニューの充実を図った他、記録性能の向上したドライブレコーダーへの更新が今年度末でほぼ終了していることを確認した（残り2両は来年度廃車予定）。更に冬の雪道走行に対応するための軽量タイヤチェーンについては、今年度に全車両導入完了したことも確認した。

### (5) 指摘事項

- ①年間教育指導計画に記載のある運転者社外研修が未実施である。
- ②今年度定めた「事業継続計画」（B C P）に基づく、自然災害への対応訓練が未実施である。

以上

※上記監査指摘事項に基づき講じたまたは講じようとしている措置について

- ①について、現在社外の研修機関に打診中である。
- ②について、令和6年度のオフシーズンにおいて対応訓練を実施する計画である。

## 初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

### 1. 机上学習（10時間以上/指導教育担当者が実施する。）

#### ① 事業用自動車の安全な運転に関する関する基本的事項

道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等（貸切バスの運転者にあっては、運行指示書の遵守を含む）を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。

#### ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者は車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。  
この場合において、貸切バスの運転者にあっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。

#### ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

#### ④ 危険の予測及び回避

道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。また、貸切バス運転者にあっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制御装置の急な操作の方法について指導する。

#### ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

#### ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

貸切バス運転者にあっては、⑦の安全運転の実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、必要に応じて是正のために必要な指導を行う。

### 2. 実技研修（20時間以上/指導教育担当者が添乗する。）

#### ⑦ 安全運転の実技

実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘路、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等（貸切バスの運転者にあっては、添乗）により指導する。

# 初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

奈良観光バス株式会社

運転者氏名			
運転経歴	他社にて大型車3年6か月乗務経験あり。		
雇入れ時の健康診断	受診年月日：令和[ ]年[ ]月[ ]日	運転記録証明書	証明年月日：令和[ ]年[ ]月[ ]日
適性診断(初任)の結果	受診年月日：令和[ ]年[ ]月[ ]日		
がまん強く忍耐心もあり、気持ちがおおらかな人柄。運転ではおおらかな気持ちが大切。			
まわ			の思いやりを持って
運転			
技量			アクセルを調整し、
ブレーキを最小限に使用し、落ち着いて、ゆったりとした運転を心がけるように。			

教習期間	[ ]月11日～令和6年[ ]月[ ]日	見極め実施日	令和[ ]年[ ]月[ ]日
運転手選任日	令和6[ ]月[ ]日		

## (1)事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項

項目	日 時		指導者	指導内容
机上教習	令和[ ]年[ ]月[ ]日	8時00分～10時30分	[ ]	道路交通法その他の法令を遵守する事項を理解させる
	令和[ ]年[ ]月[ ]日	13時00分～14時00分	[ ]	運行指示書の遵守や安全運転の心構えを習得させる

## (2)事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

項目	日 時		指導者	指導内容
机上教習	令和[ ]年[ ]月[ ]日	10時45分～12時00分	[ ]	バスの基本的構造及び装置の概要、日常点検方法を指導
	令和[ ]年[ ]月[ ]日	8時00分～16時00分	[ ]	車高、視野、死角、内輪差等を理解させる

## (3)運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項

項目	日 時		指導者	指導内容
机上教習	令和[ ]年[ ]月[ ]日	14時15分～15時45分	[ ]	旅客運送事業の態様、シートベルト着用の徹底を指導
	令和[ ]年[ ]月[ ]日	9時00分～10時00分	[ ]	運行の安全と旅客の安全確保に留意すべき事項指導

## (4)危険の予測及び回避

項目	日 時		指導者	指導内容
机上教習	令和[ ]年[ ]月[ ]日	16時00分～17時20分	[ ]	事故につながる危険を理解させ、回避運転方法を指導
	令和[ ]年[ ]月[ ]日	10時15分～12時00分	[ ]	実際のバスにて制御装置の操作方法について指導

## (5)安全性の向上を図るために装置を備える貸し切りバスの適正な運転方法

項目	日 時		指導者	指導内容
机上教習	令和[ ]年[ ]月[ ]日	13時00分～14時00分	[ ]	安全性向上のための装置を過信や誤った使用は危険で
	令和[ ]年[ ]月[ ]日	8時00分～16時00分	[ ]	あり事故の要因になるので適切な運転方法を理解させる

## (6)ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

項目	日 時		指導者	指導内容
机上教習	令和[ ]年[ ]月[ ]日	13時00分～15時30分	[ ]	安全運転実技でドラレコの記録にて運転者に運転特性
	令和[ ]年[ ]月[ ]日	15時50分～17時20分	[ ]	を把握させ上で必要に応じて是正させる指導

机上教習風景

画像

画像

## (7)安全運転実技

別紙あり

## 安全運転の実技

画像

画像

実施日	実施時間	車種	指導者	行先	内容	指導歴
令和6[■]4日	8時00分 ～ 15時50分	特大車 ■1	[■]	奈良県内 大阪府内方面	点呼・安全確認の重要性、 一般道、高速走行の仕方	カーブ手前で速度落とす、 エンジンブレーキ多様するよう に指導
令和6[■]5日	9時00分 ～ 16時00分	特大車 ■1	[■]	奈良山間部 伊賀市方面	山間道、自動車専用道路での 走行の仕方、 安全確認の重要性	山間道の速度調整、 エンジンブレーキの使用を指 導
令和6[■]7日	8時00分 ～ 16時00分	特大車 ■3	[■]	奈良市内 上野方面	一般道、山間道走行の仕方	一般道から山間走行の変速操 作方法指導
令和6[■]9日	8時00分 ～ 16時00分	特大車 ■3	[■]	和歌山県内	一般道、山間道走行の仕方	一般道から山間走行の変速操 作方法指導
令和6[■]20日	8時00分 ～ 14時00分	特大車 ■3	[■]	奈良県内	一般道、山間道走行の仕方	走行時の排気ブレーキ操作の 指導、対向車の動向に注意する ように指導
令和6[■]21日	8時00分 ～ 12時00分	特大車 ■3	[■]	奈良県内	交差点など一般道走行の仕方	走行時の排気ブレーキ操作の 指導
令和6[■]23日	8時00分 ～ 15時00分	特大車 ■5	[■]	大阪市内	一般街道の走行の仕方、 追い抜き・交差点等での 安全確認の重要性	二輪車歩行者Mの動向に注意 して走行するように指導
令和6[■]24日	8時00分 ～ 16時00分	特大車 ■3	[■]	和歌山市	観光地①の入り方を確認、 注意箇所確認	観光地①での注意箇所を指導
令和6[■]25日	8時00分 ～ 15時40分	特大車 ■3	[■]	京都市内	一般街道の走行の仕方、 追い抜き・交差点等での 安全確認の重要性	右左折時の予測運転を指導 二段階後退するように指導
令和6[■]26日	10時20分 ～ 16時20分	特大車 ■3	[■]	奈良、三重 名阪国道	AT車の操作方法 走行時の指導	AT車の操作方法を指導
令和6[■]27日	9時45分 ～ 15時20分	中型 ■7	[■]	奈良県内	中型車での走行指導	大型車との違いを指導
令和6[■]2日	7時35分 ～ 16時10分	特大車 ■3	[■]	京都市内	一般街道の走行の仕方、 安全確認の重要性 観光地の確認	観光地に入る際の注意箇所 を指導
令和6[■]3日	8時00分 ～ 15時40分	特大車 ■3	[■]	京都市内 亀岡市	観光地①の入り方を確認、 注意箇所確認	市街地での狭い道路の走行方 法を指導
令和6[■]4日	8時00分 ～ 16時00分	特大車 ■3	[■]	高野山方面	一般道、山間道走行の仕方	カーブ手前で速度落として エンジンブレーキ多様する ように指導
令和6[■]6日	8時00分 ～ 15時50分	特大車 ■2	[■]	大阪市内 南港方面	一般街道の走行の仕方、 安全確認の重要性 観光地の確認	市街地では特に速度を控える ように指導
令和6[■]8日	8時00分 ～ 16時40分	特大車 ■0	[■]	大阪府内 和歌山市内	観光地①の入り方を確認、 注意箇所確認	交差点・市街地での速度を 指導
令和6[■]9日	8時00分 ～ 16時10分	特大車 ■2	[■]	神戸方面	観光地①の入り方を確認、 注意箇所確認	後退時の死角について指導
令和6[■]10日	8時00分 ～ 16時00分	特大車 ■2	[■]	奈良県内	一般道、山間道走行の仕方	変速操作において指導
令和6[■]11日	11時00分 ～ 17時10分	特大車 ■3	[■]	奈良県内	観光地①の入り方を確認、 注意箇所確認	市街地・速度調整の指導

# 安全管理規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2 第2条に基づき定める。

## 第2章 運営の方針

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第2条 輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

### (輸送の安全に関する定めの遵守)

第3条 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。

### (輸送の安全に関する取組)

第4条 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第5条 第2条の基本的な方針に基づき、国土交通省が定めた「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」に沿って、目標の設定及び取組計画を作成するとともに、それらの実現のため輸送の安全に関する重点施策を実施する。

## 第3章 体 制

### (経営の責任者の責務)

第6条 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有し、適切な処置を行う。  
2 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。  
3 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築など必要な措置を講じる。  
4 経営の責任者は、輸送の安全の確保ための業務の実施及び管理の状況が適切かを常に確認し、必要な改善を行う。

### (組織体制)

第7条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- 1 安全統括管理者
- 2 運行管理者
- 3 整備管理者

#### 4 その他必要な責任者

(安全統括管理者の選任及び解任)

第8条 運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき
  - ②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
  - ③関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務及び権限)

第9条 安全統括管理者は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- 2 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること
- 3 輸送の安全に関して第2条および第5条に定める安全に関する基本的な方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること
- 4 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること
- 5 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて隨時、内部監査を行い、経営の責任者に報告すること
- 6 経営の責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること
- 7 運行管理および整備管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること
- 8 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
- 9 輸送の安全の確保をするため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと
- 10 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

### 第4章 方 法

(情報の伝達及び共有)

第10条 輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

(事故防止対策の検討)

第11条 事故防止対策は労使で検討し実施する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第12条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定

める。

(教育及び研修)

第13条 輸送の安全に関する目標を達成するため、教育及び研修を実施する。

(運輸マネジメント委員会)

第14条 社長は、安全統括管理者、会社が指名する担当者、乗務員労働組合代表より構成された運輸安全マネジメント委員会を設置する。

- 2 運輸安全マネジメント委員会は、従業員や外部からの意見、情報等に基づき事故原因の解明を行い、事故再発防止の計画を策定し、全従業員に周知徹底を行う。
- 3 運輸安全マネジメント委員会は、指導内容の効果について、1年に一度、事故統計の結果を確認して評価を行う。評価の結果、事故件数の削減が見られない場合、又は、削減が少ない場合には、更なる指導方法の検討を行い、目標の達成に向け努力を行う。

(内部監査)

第15条 安全統括管理者は、社内で実施する安全管理体制に係る内部監査を実施するために必要な教育訓練を受けた者の中から委員を決めて、内部監査を年に1回以上定期的に実施する。また、重大な事故が発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営の責任者に報告するとともに、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 輸送の安全に関する業務の改善とは、計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）のいわゆるビジネスサイクルを安全確保の面に於いても実施することに尽きる。このビジネスサイクルを実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 本規程は、業務の実態に応じて定期的にまた適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営の責任者に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

制定 平成18年10月 1日  
全面改正 令和 6年11月11日